

徳島県告示第百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和八年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
3 3	小松島佐那 河内	徳島市八多町町田一番一地从先 から 同 二番一地从先 まで	三四・〇	令和八年三月二十七日